

# 日火連短信

令和3年4月6日第172号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

経済産業省より、4月5日付で火薬類取締法施行規則及び関係告示の一部を改正した旨について案内がありました。この中には硝安油剤爆薬及び含水爆薬の爆薬換算数量の見直しも含まれています。

会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

お世話になっております。経済産業省鉱山・火薬類監理官付火薬班です。  
平素より火薬類保安行政にご協力を賜り、お礼申し上げます。

4月5日付けで、火薬類取締法施行規則及び関係告示の一部を改正し、火薬類の換算、打揚煙火等の無許可消費数量、がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分について見直しを行いましたのでお知らせします。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2021/04/20210406.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/04/20210406.html)

## ①改正概要

- ②経済産業省令第39号：火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令
- ③経産省告示第79号：火薬類製造施設の構造等の技術上の基準の細目の一部を改正する告示
- ④経産省告示第80号：不発弾解撤工室の構造等の技術上の基準の細目の一部を改正する告示
- ⑤経産省告示第81号：硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示
- ⑥経産省告示第82号：その他煙火を定める告示

上記ご確認いただき、ご不明点などございましたら、ご連絡いただければと思います。  
今後ともどうぞよろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付

火薬係長 武田 理栄

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

個人直通 :03-3501-1512 → 1821088 をプッシュ

(課代表 :03-3501-1870)

E-mail: [takeda-rie@meti.go.jp](mailto:takeda-rie@meti.go.jp)<<mailto:takeda-rie@meti.go.jp>>

\*\*\*\*\*